

事務連絡
令和2年5月8日

各
都道府県
保健所設置市
特別区
衛生主管部（局）御中

厚生労働省健康局結核感染症課

狂犬病予防法に基づく狂犬病の予防注射の時期について（その2）（情報提供）

狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）に基づく狂犬病の予防注射の時期については、新型コロナウイルス感染症に係る感染拡大状況等を踏まえ、「狂犬病予防法に基づく狂犬病の予防注射の時期について」（令和2年4月8日付け事務連絡）において、本年7月以降に受けることも差し支えないこととする方向で検討を進めている旨を御連絡したところです。

今般、狂犬病予防法に基づく狂犬病の予防注射の時期について、本年7月以降に受けることも差し支えないように所用の対応を行うこととしましたので、事前にお知らせします。対応の詳細については、確定し次第改めて御連絡させていただきます。

都道府県等におかれましては、各地域での新型コロナウイルスの感染者の発生状況等を踏まえ、引き続き、当該予防注射の実施時期に基づき犬の所有者が外出する機会が増えることのないよう柔軟に検討いただきますよう、管内の市区町村を含む関係者に周知方よろしく申し上げます。また、市区町村で実施する集合注射の実施の可否についても、引き続き、各地域での発生状況等を踏まえ柔軟に検討いただくとともに、実施する場合は、参加者の感染リスクを高めることがないよう感染防御対策を徹底いただくようよろしく申し上げます。

なお、同内容の事務連絡につきましては公益社団法人日本獣医師会にも送付しておりますので併せて情報提供します。